

菊川市空家活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内に所在する空家を有効に活用し、市外からの移住及び子育て世帯の定住促進を図ることにより、人口減少対策及び地域の健全化につなげるため、菊川市空き家バンクに登録された物件を取得した者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、空家の改修等に要する経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、国住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日国住市第350号国土交通省事務次官通知）及び菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号）のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 菊川市空き家バンクに登録されている建築物であって、概ね1年以上居住その他の使用の実態がないと認められるものをいう。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他処分権限を有する者をいう。
- (3) 補助対象物件 補助対象者が購入又は貸借した空家をいう。
- (4) 移住者 補助対象物件への入居に伴い菊川市外から転入した者又は転入する予定の者であって、補助事業完了日から起算して6か月以内に菊川市の住民基本台帳に記録されるものをいう。
- (5) 子育て世帯 補助申請日において、0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある子と同居し養育している世帯をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、申請時において、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 空家の購入又は貸借の契約を完了していること。
- (2) 補助対象物件に住所を有する者又は事業完了日から起算して6か月以内に当該物件に住所を定める者であること。
- (3) 補助対象物件に係る売買又は賃貸借契約の相手方となる所有者等と生計を一にしない者又は3親等以内の親族でないこと。
- (4) 前条に規定する移住者又は子育て世帯であること。
- (5) 補助金の交付の確定を受けた日から起算して10年以上、補助対象物件を自己の居住の用に供する意思があること。
- (6) 市税等を滞納していないこと。
- (7) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、取得した空家の機能向上又は住環境改善のために行う改修工事（屋根、外壁等の外装に係るもの又は居室、台所、浴室、便所、洗面所の内装に係るもの）に要する費用とする。ただし、工事費用が10万以上（消費税および地方消費税を含まない。）のものとする。

2 前項の補助対象経費の範囲は、市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、次の各号に掲げる限度額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 移住者 50万円
- (2) 子育て世帯 100万円

(所有者等の承諾)

第6条 補助対象物件が賃貸借によるものである場合は、当該改修の実施及び賃貸借契約満了後の原状回復義務の免除について、当該物件改修についての所有者等の承諾書(様式第5号)による承諾を得なければならない。

(他の補助金との併用)

第7条 この補助金は、国、県又は市が交付する他の補助金の交付を妨げない。ただし、同一経費について、複数の補助金の交付を受けることはできない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、菊川市空家活用事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書兼同意書(様式第4号)
- (4) 直近1か年分の市区町村税の完納証明書等
- (5) 空家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 改修に要する経費に係る見積書の写し
- (7) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細がわかる書類
- (8) 改修予定箇所の現状写真
- (9) 空家改修についての所有者等の承諾書(様式第5号)(賃貸借契約の場合に限る。)
- (10) 前住所が確認できる住民票の写し(移住者に限る。)
- (11) 世帯全員及び続柄が記載された住民票の写し(子育て世帯に限る。)
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定するに当たり、補助対象者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その

収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。

(6) 当該工事に着手する日の属する年度の2月末日までに完了すること。

（交付の決定等）

第10条 市長は、第8条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市空家活用事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（変更の承認申請）

第11条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者が事業内容を変更しようとする場合は、菊川市空家活用事業費補助金変更事業計画書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第2号）

(2) 変更収支予算書（様式第3号）

(3) 変更内容が確認できる書類

（変更承認の通知）

第12条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、その変更を承認し、その旨を菊川市空家活用事業計画変更承認通知書（様式第8号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（追加交付決定の通知）

第13条 市長は、前条の規定により補助金所要額の増額に伴う変更の承認をしたときは、補助金の追加の交付を決定し、その旨を菊川市空家活用事業費補助金追加交付決定通知書（様式第9号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助対象者は、当該年度の補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び領収証の写し

(4) 改修の状況が確認できる写真

(5) 補助対象物件に住所を有することが確認できる住民票の写し（既に転入している場合に限る。）

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第15条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を空家活用事業費補助金交付確定通知

書（様式第11号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（請求の手続）

第16条 前条の規定による補助金の交付確定の通知（次項において「交付確定通知」という。）を受領した補助対象者が補助金の交付の請求を行おうとするときは、請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付確定通知を受領した日から起算して10日以内に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 補助金の交付を受けた者が、補助金の交付の確定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に、補助対象物件を自己の居住の用に供さなくなったとき、又は補助金の交付目的に反する用途に供したときは、市長は補助金の全部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由があると認められるときは、市長は返還額の全部を免除することができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。